



## VOICE

### 人権擁護法案について思うこと

幹事 本村 洋

平成14年3月8日に「人権擁護法案」が閣議決定され、国会に提出されたことで、また一つ犯罪被害者に深く関わる新たな法案が整備されつつある。

この法案は、事件報道において犯罪被害者や加害者の家族らの名誉や生活の平穩を害する私生活報道、取材拒否者への反復取材などが人権侵害に当たると規定するものである。過剰な事件報道などによる「報道による人権侵害」を差別や虐待と同列に位置付け、調停などの対象としている点は先進諸国には例がなく、憲法で保障された「表現の自由」や「報道の自由」に抵触する恐れがあると野党からの批判があり、また、NHK・日本新聞協会・日本民間放送連盟は共同で「人権擁護法案を容認できない」という声明を政府に申し入れたことなどで物議をかもしている。

現代社会の中で、国家や企業などが活動を行なっていく上で、万物全てのものに恩恵を与えることは難しいと思う。例えば、企業が生産活動を行なうことで人間の生活が豊かになった反面、地球の自然環境は破壊され続けており、実際に高度成長期には企業活動のために様々な公害が発生し甚大な被害を受けた方々が多くおられることは周知の事実である。それ故、公害処罰法などが制定され、国家が企業活動を監視し、更に産業廃棄物などには多くの規制があり、優良な企業は例え利益が大幅に減ろうとも多大な投資を行ない、国家の規制した環境基準を超えないように日々努力している。本来ならば、この様な法や規制がなくても、企業活動により公害などを引き起こさないようにしなければならないのだが、企業は利益追及団体である以上、時として利益追及のために企業倫理を無視した行動を行なう可能性が否めないため、そして、一度公害の引き起こすと、その結果があまりにも重大なため、法により厳しく規制するのである。

報道機関は、ジャーナリズムの追及を目的としているが、基本は利益追及団体であり、その本質は通常企業と何の差異はないと思う。企業が物を生産するように、報道機関は情報を加工し様々な媒体で我々国民に情報を提供する。現代社会は情報社会であるため、報道機関は膨大な権力を持つことは必然である。私達犯罪被害者の問題が社会の認識を深めたのも、報道機関の活動の恩恵を受けていることは事実であり、深く感謝している。しかし、その反面、過度な事件報道や事実誤認による報道で甚大な被害を受けている人も多く存在する。これは、公害と言っても過言ではないと思う。私は何でも法律で規制すれば良いとは思っていない。しかし、一度公害が発生するとその結果は甚大なのである。だからこそ、法によって規制が掛けられるのである。「表現の自由」や「報道の自由」は当然ある。しかし、これらが全てに優先するわけではないことも当然であり、報道被害改善において、もはや、報道機関の自主規制のみでは不十分であると国家に認識された点を報道機関はまず真摯に内省すべきであると思う。

## 目次

VOICE .....	(1)
法律まめ知識 .....	(2) ~ (3)
おかしいと思いませんか .....	(3)
いよいよドイツ、フランスへ調査団を派遣.....	(4)
会員の声 .....	(5) ~ (6)
活動報告 .....	(7)
集会（中部、九州、関西、関東） .....	(7) ~ (10)
チャリティー・コンサート .....	(11)
法廷付添／無料法律相談／運営の基本・会計／あとがき .....	(12)

## 法律まめ知識⑤

### 『附帯私訴について』

このコーナーでは、これまでの1～3回は、平成12年から施行された犯罪被害者保護二法により制定された新しい制度について述べてきましたが、今回は、視点を変えて、現在の日本の法律にない「附帯私訴」あるいは「私訴」という制度について簡単に述べてみたいと思います。

ところで、皆さんは、附帯私訴という言葉をお聞きになったことがありますでしょうか。これは、ごく簡単に言えば、被害者が刑事手続の中で損害賠償請求を行なうことができるという制度です。附帯私訴またはこれに類似した制度は、現在ドイツやフランスなどで行なわれています。また、日本でも、戦後新しい刑事訴訟法になるときに廃止されてしまいましたが、それ以前は附帯私訴の制度がありました。

この附帯私訴ないし私訴のやり方は国によって異なりますが、被害者から見れば、大きなメリットがあります。その1つは、刑事裁判の後別に民事裁判をやるというような裁判の繰返しを避けることができる点です。被害者は、犯罪の被害に遭い大変な苦しみを受けているにもかかわらず、刑事事件の参考人や証人として捜査機関や裁判所に繰り返し呼び出され、場合によっては公判の都度マスコミに追いかけるなどして疲れきっていることが多く、刑事事件を乗り切るだけでもやっとの思いです。それにもかかわらず、刑事事件が終わった後新しく民事訴訟を提起するというのは大変な労力と精神的負担を強いられます。附帯私訴の制度があれば、これを一度に解決できるという大きなメリットがあるわけです。その2は、附帯私訴を使えば刑事事件の中に当事者として参加することができる道が開ける、という点です。現在の刑事手続は、多少被害者に対する配慮がなされてきたとはいえ、依然として被害者は当事者としては取り扱ってもらえず、法廷でも、証人として証言する場合や意見陳述をする場合以外は傍聴席に座って見ている他ありません。しかし、附帯私訴が導入されれば、事件の当事者として法廷の中に入れる可能性が生まれます。

現に、フランスなどでは、私訴原告人は弁護士とともに法廷内に入り一定の範囲で訴訟活動を行なっているのです。このため、中にはたった1フランの損害賠償を請求するという形で私訴を提起して刑事訴訟に参加し、訴訟活動を活発に行なった被害者もいるのです。

このように、附帯私訴ないし私訴は、被害者にとっては大きなメリットのある制度ですから、是非とも導入を検討すべきものと思われます。ところが、この制度は、裁判官から見ると、刑事と民事の双方を行なわなければならないという負担増を伴うものであり、また、検察官から見れば、これまで検察官だけの判断で公訴を提起したり公判手続を行なってきたりしたのに被害者が参加して別の角度から活動を行なわれることになるので、必ずしも好ましいものと思われてはいないように見受けられます。しかし、事件の最大の当事者である被害者が刑事手続の蚊帳の外ということ自体大変おかしいことですし、また、既に犯罪により多大な苦痛を受けている被害者の負担は極力軽減する制度をつくるべきことは当然です。ですから、被害者の地位向上及び被害者の負担軽減のためには、附帯私訴ないしこれに類似する制度の導入に向けて努力することが是非とも必要だと思われます。

そこで、本会では、ドイツ及びフランスに調査団を派遣してこの制度を調査研究し、被害者参加のための積極的な提言を行いたいと考えています。

## おかしと思いませんか？

### 『被告人の「反省」による減刑について』

刑事事件の判決を聞くと、量刑の事情の中で「被告人が反省している」ということが引用され、これを根拠に減刑されることがよくあります。しかし、これは2つの意味でおかしなことではないでしょうか。

1つは、そもそも後から反省したからといってどうして減刑される大きな理由になるのでしょうか。もちろん反省もしていない者に比べれば反省している方がいいに決まっています。しかし、被害者から見れば、被告人が反省しても被害が回復されるわけはありません。このことは殺人事件を考えてみれば容易に分かることでしょう。いくら被告人が反省しても被害者は戻ってこないのです。むしろ、反省していないということが刑の加重事由になってもいいのではないのでしょうか。

もう1つは、単に被告人が「反省している」と言っているだけで（あるいは若干の付加事情があるだけで）、被告人が反省している、という認定がなされていると思われることが多い点です。これなどは、被害者から見れば納得できないはなしです。ただ、最近注目された裁判の中で、裁判長が判決を言渡した後で、さだまさしの「つぐない」という歌に言及しながら、この歌を聴けば、君たち（2名の被告人のこと）の反省の弁がいかにかに人の心を打たないかが分かるだろう、と説論したことがありました。これなどは、本当に反省しているかどうか裁判所がきちんと見極めようとしているものであると思います。

## いよいよドイツ、フランスへ調査団を派遣

あすの会は、被害者の権利と被害回復制度の確立を目的として、立法、行政に対して提案を行ってきましたが、その先進国であるドイツ、フランスへ調査団を派遣することになりました。

ドイツやフランスは、被害者や遺族が刑事事件に参加して、検事と並んで加害者の責任を追及し、真相を確かめる制度があり、我が国と違って積極的に刑事事件に参加する公訴参加制度があります。我が国のように、被害者が傍聴席に座らされて何一つ発言できないのとは大違いです。また、法律豆知識のところで書きましたように、付帯私訴という制度もあります。ドイツやフランスの司法省、裁判所を視察し、裁判官、検察官、弁護士に会って実情を知り、我が国でもこの制度を取り上げるよう、現在種々検討されている司法制度改革の推進本部や関係方面に提案し、その実現を図ることを目的とするのです。

しかし、これだけではありません。被害者支援団体などを訪問して被害者支援や、被害回復制度、少年犯罪の刑事裁判制度も調査します。

日程は9月中に出発ということで、現地と交渉中です。調査団員は、諸澤英道（前常盤大学学長・本会顧問）、岡村勲（本会代表幹事）、白井孝一（弁護士）、垣添誠雄（弁護士）、酒井宏幸（弁護士）、河野敬（弁護士）、守屋典子（弁護士）、高橋正人（弁護士）、小木曾綾（駒沢大学助教授－未定）の9名で、ドイツ班、フランス班と分かれて調査します。

犯罪被害者団体が、このような調査団を派遣することは、初めてのことと思います。この調査については、全国犯罪被害者の会を支援するフォーラム、財団法人倶進会、その他の方から物心両面のご支援をいただいております。改めて深く感謝申し上げます。

ご期待を裏切らないよう、団員一同張り切っております。

ご期待ください。

## 会員の声

平成 14 年 4 月 4 日（木）付けの朝日新聞に、以下のような記事が掲載されました。

### 「これが絞首刑」直後の写真 衆院委で社民議員 法相に廃止訴える

『3 日の衆院法務委員会で大島令子氏(社民)が、昨年 12 月に死刑を執行された男性の首の部分アップで写したカラー写真を示して、死刑は残虐な刑罰を禁じる憲法に違反し、廃止するべきだと訴えた。森山真弓法相は「非常に厳しい刑罰だと改めて分かった」と述べたうえで「それだけに慎重を期して執行しなければならない」と従来の法務省見解を繰り返した。

写真は名古屋拘置所で執行から 28 時間後、遺体の引渡しを受けた遺族の了解を得て大島氏が撮影した。首には赤黒く跡が残り、大島氏が「これが絞首刑の現実です」と述べて写真を示すと、森山法相は数秒間、険しい表情で見つめた。森山法相のもとでは、昨年 12 月にこの男性を含む 2 人に対して死刑が執行されている。法相はどのくらいの時間をかけて決めたのかを聞かれて、「すべて私だけで検討したわけではない。私も数日間考えさせていただいた」と答えた。』

この記事を読んだ会員の宮園セツさんが、衆議院議員の大島令子氏に次のメールを出されましたのでご紹介します。

『私の娘は何の落ち度もないのに通り魔に殺されてしまいました。誰でもいいから殺したかったと言う人にです。

犯人に対してどう思われますか？ 4 月 4 日の朝日新聞の大島さんの記事を読み悔しさでいたたまれずメールを送らせていただきます。

私は、どこにでもいるような平凡な主婦です。大島さんのおっしゃっている死刑後の首の赤黒い痕、被害者に比べたらなんですかと言いたいです。被害者の写真もごらんになってください。滅多刺しにされた人、顔がわからないくらいに殴り殺された人、生きながらに焼き殺された人、集団暴行を受けて植物人間にされてしまった人、さらに遺族が望まないのに司法解剖され切り刻まれて……。こちらは皆善良な一般市民です。被害者の写真を是非是非ごらんになってください。そして感想を聞かせて下さい。死刑者とは比べものにならないくらい残酷です。殺そうと思って殺した殺人者と、理由もなく殺された犠牲者と、まるで逆です。

大島さんはもしあなたの愛する家族が、何人も人様に恨まれるようなこともないのに通

りかかっただけで殺人鬼に殺されても、その人を死刑にしないで下さい、刑務所での待遇をよくして下さい、救ってあげて下さいといえますか？ご自分の立場に置き換えて考えてみてください。

被害者の家族で生きてつぐなってほしいと言った人のことは新聞で読みました。その人は例外中の例外だと思います。私は被害者や被害者の遺族をかなり知っているつもりです。でも許せるなんて言う人は聞いたことがありません。どんな事をしても死んでしまった人は帰ってきません。家族の生活はくるい、また一生その悲しみを背負って生きていかなければなりません。それなのに人を殺しても刑務所から早い人で数年、長くても十数年で出てくる人がほとんどです。そして普通の生活ができるのです。又反省せず再犯を犯す人も多いですけども、もし再犯を犯した場合、犠牲者が増えるだけで誰も刑務所から出したことに対して責任をとってくれません。それでいいのでしょうか教えてください。

日本は刑が甘すぎます。人を殺しても簡単には死刑になりません。死刑になる人は誰が見ても許す事が出来ない悪いことをした人です。家族を殺された遺族は同じ方法で殺してやりたい、それでも足りないと思っております。片や人殺し、片や善良な市民、同じで納得行くはずありません。

犯人は衣食住を保証され、裁判では弁護士まで付けてもらい、被害者側から見れば至れり尽くせりです。歯が痛ければ無料で治してもらい、病気になれば医者にかかれるそうですね。これらはすべて税金からですよ。

被害者は弁護士費用はもちろんのこと、救急車で運ばれた救命医療費、入院費、治療費など自分で工面して支払わなければなりません。

大島さんはこのようなことをご存知の上で死刑反対、刑務所の待遇改善や加害者の支援などおっしゃっているのでしょうか？伺いたいです。

加害者の支援を言う前に被害者や被害者遺族の実態をわかってください。明日誰の身に何が起るかわからないこのごろです。

お忙しいでしょうが是非ご返事をお待ちいたしております。

平成14年4月8日

宮 園 セ ツ

# 活 動 報 告

月 日	活 動	内 容
1月13日	本村氏講演	徳山市市民サテライトで被害者の人権確立の必要性を訴えた。
2月9日	生命のメッセージ展 (山口県)	本村氏が犯罪被害者の権利確立の必要性を訴えた。
2月10日	関西集会 #14	クレオ大阪西で、岡村代表の論文「修復より追求だ」について、討論・意見交換を行った。
2月12日	高校の先生への講演	新日鉄代々木会館で千葉県長生郡の社会担当の先生方へ被害者の実状を説明した。
2月16日	関東の集会(第6回)	シニアワーク(飯田橋)で開催し、河原理子氏(朝日新聞記者)に講演していただいた。
2月16日	池田小児童追悼式典	池田市市民会館で開催され、岡村代表の代わりに松村幹事が参列した。
2月17日	九州集会(第1回)	毎日福岡会館会議室で、8人の会員と林幹事が出席し、初会合がもたれた。
2月24日	中部集会(第1回)	JRセントラルタワーズで北折氏のご努力で11人の会員と林・内村幹事が出席し、初会合がもたれた。
3月1日	本村氏講演	宮城被害者支援センター(宮城県仙台市)で講演した。
3月3日	関西集会 (#15回)	クレオ大阪西で開催し、今後の集会のもち方、精神障害者による犯罪等について意見交換した。
3月9日	関東集会(第7回)	シニアワーク(飯田橋)で開催し、井上亮氏(日経新聞記者)とマスコミ問題等について話し合いを行った。
3月10日	幹事会	議題：署名活動の方法、今後の活動方針、欧州刑事司法調査団、人権擁護法案、精神障害者法案について。
3月14日	岡村代表講演	東京ウイメンズプラザで「犯罪被害者の人権を考える」と題して講演した。
3月23日	本村氏講演	宮崎県で犯罪被害者の権利確立の必要性を訴えた。
4月13日	関東集会(第8回)	シニアワーク(飯田橋)で開催し、岡崎哲氏の事件につき岡崎和江さんに講演していただいた。
4月14日	関西集会(#16回)	クレオ大阪西で開催した。
4月14日	幹事会	議題：総会の開催、被害者の人権確立と被害回復のための署名活動、欧州調査団について。

## 中部集会

あすの会の発足から2年にして初の「中部集会」が、平成14年2月24日麒麟ビール(株)医薬カンパニー名古屋支店の御協力により、名古屋市中村区のJRセントラルタワーズ4・6階会議室にて、午後1:00~5:00まで開かれました。

幹事を含む15名の参加があり、ほとんど初めての顔合わせのため、参加者全員の自己紹介から始まり、多少の重苦しい所はありましたが、次回の中部集会開催への想いをひとつに閉会。集会後、懇親会のため移動、おおいに盛り上がりました。

# 九州集会

九州にも支部か活動拠点があればと思いながらも、なすすべもなく傍観していたところ、九州集会立ち上げの呼びかけがありました。

渡りに船とばかりに早速に参加させていただきました。

事務局指導の下に、2月27日福岡市内のホテルで第1回目の集会が開かれ、遠くは長崎、広島から熱心な会員の8人が参加されました。

自己紹介に始まり各々の体験、色々な問題や意見が出され、立ち向かわなければならぬ問題が山積していることに、改めて痛感させられたしだいです。

まずは月に1回ぐらい集まることから始めましょうと散会しましたが、私事で次回の手配が遅れて申し訳なく思っています。

第2回目の集会を5月12日に開くことに計画しています。

事務局、各集会、会員の皆様の指導のもとに、実りある集会、九州集会が発足できるように微力ながら協力していきたいと思っています。

会員の皆様のご協力をお願いします。

## 第2回九州集会のお知らせ

日時：平成14年5月12日（日）12：00～15：00

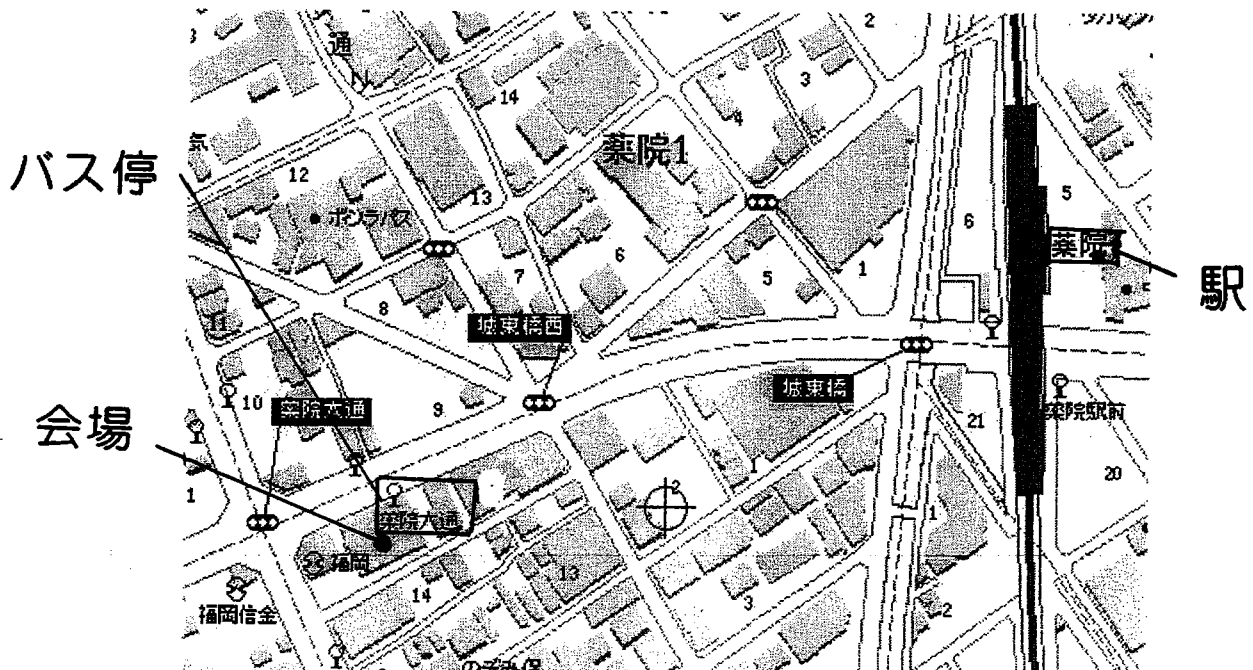
場所：株式会社 間組九州支店

福岡市中央区薬院3-16-27（福銀横）

交通：バス 博多駅より西鉄バス（六本松経由）薬院大通バス停下車

電車 西鉄電車 薬院駅より徒歩5分

☆ 参加者は会員のみです。参加を希望される方は、あすの会事務局までお申し込みください。





# 関西集会

あすの会に入会させて頂いてから、この春で早二年になろうとしています。この間、当初は第二回シンポジウムの準備会として発足した関西集会に顔を出すようになり、気が付くと、いつしか私も、関西集会の常連の一人になっていました。

関西集会に出席して毎回感じるのは、各種議題について皆さんが非常に熱心に討議され、ほぼ毎回参加して下さるゲストの方々にも、極めて積極的に質問・発言をされている、ということです。皆さんの熱意に常々圧倒されるとともに、現行法制度についての己の無知にただただ恥じ入るばかりです。

ところで、私たちあすの会の活動目的は、犯罪により大きな痛手を負った被害者・遺族が、二次被害を受けてさらなる苦境に立たされぬよう、法制度・社会制度を全面的に変革してゆくことにあります。ただ、暴力犯罪の被害を受けた私の経験と現状に鑑みて痛感するのは、法制度・社会制度を変革してゆくことと、犯罪被害者・遺族に対する社会の無知と偏見とを啓発・除去してゆくこととは、車の両輪をなすべきものではないか、ということです。

今や、マスコミにおいても重要な問題として認識されている報道被害は言うに及ばず、外部の人間による心ない振る舞いが、どれほど被害者・遺族に堪え難い精神的苦痛を強いているか。恐らくこの問題は、ニュース・レターをお読みの各位には、充分にご理解戴けることと思います。被害者・遺族の諸権利が確立されるのは当然のこととして、なおかつそのうえで、被害者・遺族に対する社会的理解が得られたときにこそ、真の救済が実現するのではないのでしょうか。

私たちは、自分たちのために、というよりも、犯罪の被害に将来遭われるであろう人々が、あらゆる意味において、私たちと同じ苦しみを嘗めないことを願って活動をしています。私も関西集会の皆さんに劣らぬよう、よりよい未来のために努力して参りたいと考えております。

(大阪府 K. I.)

## ☆ 次回以降のお知らせ

5月12日(日)、6月16日(日)、

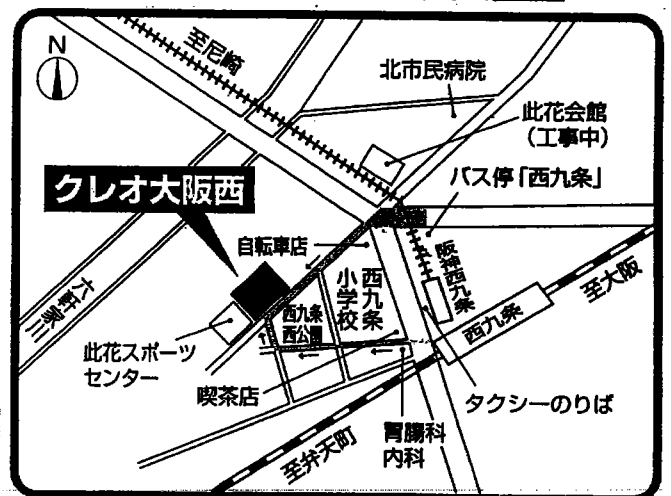
7月7日(日)

時間 9:30~17:00、

場所 「クレオ大阪西」

- ・ JR「西九条」下車徒歩3分
- ・ 市バス「西九条」下車徒歩2分/大阪駅前から特79番「北港2丁目」行、幹線79番「西島車庫前」行、特59番「北港ヨットハーバー」行、野田阪神駅前から幹線77番「西島車庫前」行、特81番「舞洲スポーツランド」行

## クレオ大阪西



〒554-0012 大阪市此花区西九条6-1-20

☎ (06) 6460-7800

FAX (06) 6460-9630

# 関東集会

## 第6回 関東集会を終えて

関西では池田小学校事件児童追悼式典が開かれた2月16日、関東では、第6回集会在河原理子さん（朝日新聞記者）を講師としてお招きし、28人の参加者で開かれました。

会は、遠路はるばる山形からの初参加者の方々の自己紹介・報告に始まり、報道の自由の名のもとに行過ぎた取材によるマスコミ被害、被害者が直接参加できない裁判のありかた等の問題点が活発に話し合われました。

河原さんは、自己の記者の体験を通して、「記者自身の人間性が、被害者の心を開き、被害者の心情を報道する事に繋がるのだ」との見方を示されました。

犯罪被害者同士が、遠慮・気兼ねもなく、自由に話し合える場の存在の有難さ、及び被害者が公の場で真実を訴えてゆく必要性を強く感じた集会でした。

## 次回以降のお知らせ

### 臨時総会

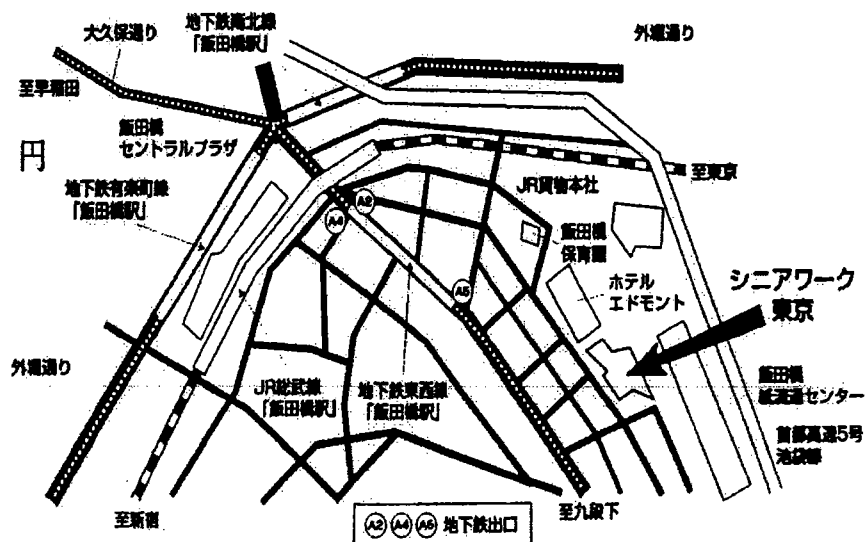
日時 5月18日（土）13時~17時  
場所 シニアワーク第三セミナー室  
（千代田区飯田橋3-10-3）  
会費 無料

### 第9回関東集会のお知らせ

日時 6月8日（土）13時~17時  
場所 シニアワーク第三セミナー室  
（千代田区飯田橋3-10-3）  
会費 1000円

☆ 参加者は会員のみです。参加を希望される方は事務局までお申し込みください。

☆ 会場への最寄駅 JR 飯田橋駅東口下車徒歩7分 地下鉄飯田橋駅(東西線、有楽町線、南北線)



PLAZA HALL CONCERT  
～全国犯罪被害者の会 あすの会へ～  
＜東京オペラ・プロデュース会員による＞  
第11回

# チャリティ・コンサート

あすの会を支援してくださっている「東京オペラ・プロデュース」様のご好意により、今年も、あすの会のためのチャリティコンサートを開いていただくことになりました。お誘い合わせの上、是非お出かけください。

曲目 プッチーニ作曲 オペラ「蝶々夫人」より

出演 蝶々夫人……羽山弘子                      スズキ……橋本恵子  
ピンカートン……青地英幸                      シャープレス……米谷毅彦



司会 池田卓生  
ピアノ 飯坂純

日時 2002年5月24日（金曜日） 開演 午後7時（会場 午後6時30分）  
会場 霞ヶ関ビル1F プラザホール  
入場料 3000円（全自由席）

主催 東京オペラ・プロデュース・メンバー会  
東京都板橋区東新町1-7-11 メゾン・ド・ミヤイ 1F  
電話・FAX 03-3530-5181

後援 三井不動産株式会社  
霞ヶ関PLAZA CONCERT（オフィスボランティア）  
（株）エム・エフ・ビルマネジメント  
（株）キャニー

＜チケット申込先＞ 東京オペラプロデュース または あすの会事務局まで

## 運営の基本

### 【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

### 【ボランティア】

現在ボランティアの募集は行っておりません。登録をされた方には、必要に応じて各種応援をしていただきます。

### 【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

## 会計

当会は、会費を徴収しておりません。郵便・通信料等の諸経費等の運営費用は、発足以来支援者の寄付金で賅われています。

ご寄付いただいた方には、厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

郵便振替口座は下記のとおりです。

\* 加入者名が「犯罪被害者の会」から「あすの会」に変わりました。変更をお願いいたします。

口座番号：00170-6-100069

加入者名：あすの会

## あとかき

去る3月8日に閣議決定された「人権擁護法案」の審議が国会で行われています。VOICEで本村幹事が書いているように「表現の自由」や「知る権利」と「人権」のバランスがポイントと考えます。私たち犯罪被害者の多くは、プライバシー、名誉や生活の平穏を侵害されてきました。今、私たちの苦い体験を、痛みの判らない方々に訴える必要があります。

犯罪の増加は進んでいる御時世で、確実に被害者は増加しています。このような社会情勢の中で、私たち犯罪被害者の権利の確立や被害の回復制度の確立のため、皆さまのさらなるご支援・ご協力・ご鞭撻をお願い申し上げます。

## 法廷付き添い

### 事件を思い出す裁判傍聴に 私達が付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

## 無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあった方、およびそのご家族でお困りの方はお気軽にお電話ください。

□ PM 1:00 ~ 4:00

□ 03-5319-1773